

9.

仕事中は休憩時間も必要

Q

どうなる?こんなトラブル!

- ・早く帰りたいので、『休憩時間はいらない』と言ったのですが、会社に聞いてもらえません。
- ・一応、休憩時間は決まっているけど、お客さんの対応でしっかり休めません。

A

これがルール!

- ・雇い主は、6時間を超えて労働者を使用する場合、途中で休憩時間を与えなければなりません。たとえ、労働者がいらないと断っている場合であっても同様です。
- ・休憩時間中に仕事をして休憩できなかった場合、その時間は労働時間として扱われます。

休憩時間、きちんと取られている?

休憩時間とは、労働者が労働義務から解放される時間のことをいいます。雇い主は、1日の労働時間が6時間を超える場合には、その途中で少なくとも45分間の休憩時間を、8時間を超える場合には、少なくとも1時間の休憩時間を、労働者に与えなければなりません。

1日の労働時間が6時間以下なら、雇い主は労働者に休憩時間を与える義務はありません。もっとも、与える義務がないというだけですから、雇い主の判断で、休憩を与えても構いません。

また、労働時間が6時間超の場合は45分、8時間超の場合は1時間というのは、最低限与えなければならない時間ですから、雇い主の判断で、それを超える休憩時間を与えることもできます。

休憩時間は、労働時間の途中であればどこで与えてもいいですし、分割して与えることもできます。60分の休憩時間を45分と15分に分割したり、30分を2回に分けたりできます。

ただし、5分間の休憩時間を細切れに与えるなど、実質上休憩時間といえないような分割は、休憩の趣旨を失わせるので許されません。

休憩は、労働者の心身の負担を緩和するためだけでなく、その後の業務を能率的に実行できるようにする目的もあります。法律上の最低限の休憩時間は、たとえ労働者がいらないと断っても、付与しなければ、会社は法違反の責任を問われます。

休憩は全員一斉に

休憩時間は、そこで働く人に対して、一斉に与えるのが原則です。

ただし、雇い主が一定の手続きを取った場合と、運輸交通、旅館、商業、飲食娯楽などのサービス業では、全員一斉ではなく、交替で休憩時間を与えることも認められています。

休憩時間は自由に利用を

休憩時間中は、児童養護施設などのごく一部の業務を除いて、労働者が完全に仕事から解放されることが保障されなければなりません。

ですから、休憩時間とされている時間でも、お昼休みの電話当番のように、その時間にお客さんから電話があれば対応しなければならない場合などは、結果として仕事をせずに済んだとしても、休憩を与えたことにはなりません。その時間は労働時間となり、雇い主は給料を支払わなければなりません。

また、休憩時間中は、移動の自由も保障されていますから、外出を禁止することもできません。

ただし、労働者が、雇い主の管理する施設の中で休憩するときに、雇い主が、使ってもいい場所を指定したり、守らなければならない施設利用上のルールを定めたり、外出するときに届出をさせ、連絡が取れるよう求めたりすることは、法律には違反しないとされています。

休憩時間中とはいえ、守らなければならない社内のルールを破ると、懲戒処分の対象となることもありますから注意してください。

